

令和7年度 応急手当普及員再講習プログラム



開催日
7月 5日（土曜日）※1
7月18日（金曜日）※2
9月13日（土曜日）※1
9月29日（月曜日）※2
12月10日（水曜日）※2
12月20日（土曜日）※1
1月24日（土曜日）※1

場所 秦野市保健福祉センター 2階教養娯楽室
時間 午前9時から正午まで（受付8時50分）※1
午後5時半から8時半まで（受付5時20分）※2
秦野市消防本部 消防管理課 救急救命担当

「応急手当普及員としての心構え」

自身が従事する施設の従業員や防災組織の構成員等を対象に、正しく応急手当が指導できるよう、その知識や技術を維持するとともに、指導力の向上に努めるものとする。

また、応急手当の重要性を理解し、救命に関する知識や技術を効果的に普及させるよう努めること。

応急手当普及員の指導内容

- (1) 応急手当の重要性について説明ができる。
- (2) AEDを用いた心肺蘇生法について指導できる。
- (3) 気道異物除去・止血・感染防止について指導できる。

秦野市応急手当の普及及び啓発の推進に関する要綱

(応急手当普及員の資格の有効期間)

第13条 応急手当普及員に係る認定(第10条第2項第3号該当する者として認定した場合を除く)は、資格の認定日から3年で失効するものとする。ただし、失効前に別表第9に定める応急手当普及員再講習を受講した者については、3年間有効期間を延長するものとし、それ以後も、同様とする。

応急手当普及員再講習

項目	時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領	180
合計時間	180

備考 本講習は、応急手当指導技能の向上を図るものである。

本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。

(注)「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。

応急手当普及員再講習スケジュール

指導項目	内 容			時間 (分)
挨拶・説明	講習内容について			5
講 義 1	応急手当の重要性、AEDについて			15
講 義 2	心肺蘇生法の実技指導要領について			25
休憩（実技準備）				10
実 技	応急手当の重要性	30 分	<u>1名の持ち時間：30分</u> 別紙の「指導技法評価シート」の内容に沿って、できる範囲で発表してください	105
	心肺蘇生法（成人）			
	気道異物除去・止血法			
	講評、片付・準備	5 分		
質 疑 等				20

■ 再講習の進め方

- ・ 講義 1
消防職員による説明
- ・ 講義 2
応急手当指導サポーターによる説明
- ・ 実技
 - 応急手当の重要性 —
救急車の到着時間やAEDによる早期除細動の重要性等について
 - 心肺蘇生法 —
成人、AEDを用いた心肺蘇生法の手順、姿勢、動作等について
 - 気道異物除去・止血法 —
異物除去の種類と方法・止血の方法と感染防止について

※別紙「応急手当普及員再講習 指導技法評価シート」のとおり